

## ○公園モニター制度要綱

(平成29年1月20日制定)

(令和4年4月1日改正)

### (目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人神奈川県公園協会（以下「協会」という。）が管理する公園（以下「公園」という。）に対する県民の声を継続的に聴取し、これを公園管理の基礎的参考資料として活用することを目的とした公園モニター（以下、「モニター」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (職務)

第2条 モニターは、次の職務を行う。

- (1) 公園を視察し、接遇等について公園モニターチェックシート（第1号様式）により評価（以下、「モニターチェック」という。）を行い、半期ごとに取りまとめ電子メールにて協会に送信すること。
  - (2) その他、公益財団法人神奈川県公園協会理事長（以下、「理事長」という。）が必要と認めること。
- 2 前項に定める職務は次のエリアごとに実施するものとし、モニターは希望したエリアの公園を対象に職務を行う。
- (1) 東部エリア（保土ヶ谷公園、境川遊水地公園、塚山公園、茅ヶ崎里山公園、辻堂海浜公園、湘南汐見台公園、観音崎公園）
  - (2) 西部エリア（恩賜箱根公園、秦野戸川公園及び山岳スポーツセンター、七沢森林公園、大磯城山公園、山北つぶらの公園）
  - (3) 北部エリア（座間谷戸山公園、相模原公園、津久井湖城山公園、相模三川公園、四季の森公園、三ツ池公園）
  - (4) その他、協会が指定する公園等
- 3 モニターは任期中に5回を上限としてモニターチェックを実施し、半期毎に1回以上は活動を行うものとする。
- 4 半期中に同一公園を2回以上モニターチェックできないものとする。又、同一公園のモニターチェックは3カ月を経過しないとできないものとする。

### (資格)

第3条 申込み時におけるモニターの資格は、次の各号を全て満たしている者とする。

- (1) 18歳以上の者
- (2) 神奈川県内在住者
- (3) 協会職員でない者
- (4) パソコンやスマートフォン等を保有し、インターネットのブラウザの閲覧及びメール

機能を日本語で利用できる者

(5)指定管理公園において協会とグループを構成する関係者でないこと。

(定数)

第4条 モニターの定数は、1エリア5人以内とする。

(募集方法及び募集期間)

第5条 モニターの募集は、公募によるものとする。

2 前項の公募による募集は、協会ホームページにて行うものとする。

3 募集期間は毎年4月1日より4月30日までとする。

4 第16条第1項の規定によりモニター登録を抹消され、第4条に掲げる定数に満たないエリアがある場合は、モニター登録を抹消した日の翌月1日から末日まで募集を行うことができるものとする。

5 前2項の募集期間に第4条に規定する定数を満たす応募がない場合は、定数に達するまで募集期間を延長することができるものとする。

(選考及び登録)

第6条 応募者が第4条に規定する定数を超えるときは、第2条第2号に掲げるエリアごとに抽選を行い選考するものとする。

2 前条第5項により募集期間を延長した場合は、前項の抽選を省略することができるものとする。

3 協会は前2項の規定により選考されたモニターについて、速やかに登録手続を行い、登録手続を完了したことを電子メールにてモニターに通知するものとする。

4 第1項の抽選により落選したモニターについて、落選決定後、速やかに落選者に電子メールにて通知するものとする。

(任期)

第7条 モニターの任期は、登録した日から、その日の属する年度の3月31日までとする。

(応募)

第8条 モニターに応募しようとする者は、電子メールにより、次の各号の情報（以下「登録情報」という。）を協会あて送信しなければならない。

(1) 氏名（ふりがな）

(2) 住所

(3) 電話番号

(4) メールアドレス

(5) 生年月日

(6) 性別

(7) 希望エリア

- 2 第3条に定める資格を満たさない者又はモニターとしてふさわしくないと認められる者からの応募があったときは、速やかに選考できないことを電子メールにて応募者あて送信するものとする。

(登録情報の管理)

第9条 第6条第3項の規定により、登録が完了したモニターの登録情報については、神奈川県公園協会個人情報保護規程に基づき、適切に取り扱い、保護するものとする。この場合において、登録情報は本モニター活動に係る目的以外で利用してはならない。

- 2 第6条第4項の規定により登録されなかったモニター応募者の個人情報については、速やかに抹消しなければならない。

(登録情報の変更)

第10条 モニターは登録情報に変更が生じたときは、速やかに変更内容を協会あてに届出なければならない。

- 2 協会は前項の変更を受信したときは、速やかに登録情報を変更しなければならない。

(著作権)

第11条 第2条に規定する職務の遂行により得た意見等の著作権は、回答を受信した時点で、協会に譲渡されるものとする。

(意見等の取扱い)

第12条 協会は、第2条に規定する職務の遂行により得た意見等について、公園管理の参考とし、必要に応じて対応結果を公表するものとする。

- 2 公園モニターチェックシート(第1号様式)の「自由記載欄」への対応は協会が判断し、経過等の報告は行わない。

(費用負担)

第13条 モニターが第2条に規定する職務を行う上で要する経費は、モニターの負担とする。

(謝礼)

第14条 モニターに対する謝礼は、モニターチェックごとに500円の商品切手にて支給する。

- 2 前項の謝礼は、半期ごとに取りまとめてモニターに支給する。

(禁止事項)

第 15 条 モニターは次の各号に掲げる行為又はその恐れのある行為を行ってはならない。

- (1) 法令に違反する行為
- (2) 公序良俗に反する行為
- (3) 他のモニター又は第三者を誹謗、中傷する行為
- (4) 他のモニター又は第三者に不利益を与える行為
- (5) この要綱に基づくモニター制度の運営を妨害する行為
- (6) 第 2 条第 1 項に定めるアンケートに対し、虚偽の内容を回答する行為
- (7) 重複登録、他人になりすましての登録等、不正なモニター登録行為
- (8) その他、理事長が不相当と判断する行為

2 協会は、前項の行為に起因して第三者に損害が生じた場合、損害に対する一切の責任を負わない。

(モニター登録の抹消)

第 16 条 協会はモニターが次の各号のいずれかに該当するときは、モニター登録を抹消することができる。

- (1) モニターから辞退の申出があったとき。
  - (2) 第 3 条に定める資格の要件に該当しなくなったとき。
  - (3) 前条に定める禁止行為を行ったとき。
  - (4) 登録されたメールアドレスで電子メールが到達しなくなったとき。
  - (5) 前各号のほか、理事長が登録抹消の必要があると認めるとき。
- 2 協会は、前項の規定によりモニター登録を抹消したときは、当該モニターに対し、メールで通知する。ただし、同項第 4 号に該当する場合は、登録情報の住所地への郵送により行う。
- 3 協会は、第 1 項の規定によりモニター登録を抹消したときは、前項の規定による通知の後、登録情報を削除する。
- 4 第 1 項第 3 号に該当し、登録を抹消されたモニターは、再度モニター登録することはできない。

(身分及び責任)

第 17 条 モニターは、公共的視野に立ち、民間協力者として第 2 条各号の職務を行うものであって、特別な身分及び権利を付与されるものではない。

2 モニター活動に関し、モニターが自主的に行う行動により生じたことがらについての一切の責任は、モニター自らが負うものとする。この場合において、協会に対しての責任は問えないものとする。

(免責)

第 18 条 協会は、故意又は重大な過失がある場合を除きインターネットの不具合に起因して、第 2 条各号に定める職務に係るメールの送受信によりモニターが損害を受けた場合であっても、その責任を負わないものとする。

(モニター制度の変更等、中止)

第 19 条 協会は、本制度の内容の変更、一時中断及び中止について、事前に通知を行った上で、モニターの承諾を要することなく行うことができる。

2 前項に定める通知はメールにより行う。この場合において、メールが不達であっても、再通知は行わないものとする。

(事務局)

第 20 条 モニターに関する事務は、公園課において行う。

(その他)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、モニターに関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 1 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。